半　期　報　告　書

（第124期中）

株　式　会　社　山　梨　中　央　銀　行

半　期　報　告　書

１　本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目　　次

頁

【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２ 【事業の内容】 …… 3
第２ 【事業の状況】 …… 4
１ 【事業等のリスク】 …… 4
２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 4
３ 【重要な契約等】 …… 10
第３ 【提出会社の状況】 …… 11
１ 【株式等の状況】 …… 11
２ 【役員の状況】 …… 14
第４ 【経理の状況】 …… 15
１ 【中間連結財務諸表】 …… 16
２ 【その他】 …… 53
３ 【中間財務諸表】 …… 54
４ 【その他】 …… 65
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 66

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月18日
【中間会計期間】	第124期中 （自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社　山梨中央銀行
【英訳名】	The Yamanashi Chuo Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取　　古　屋　賀　章
【本店の所在の場所】	山梨県甲府市丸の内一丁目20番８号
【電話番号】	055(233)2111(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長　　渡　邊　正　雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区鍛冶町一丁目６番10号 株式会社　山梨中央銀行東京支店
【電話番号】	03(3256)3131(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員東京支店長　　瀧　本　匡　史
【縦覧に供する場所】	株式会社　山梨中央銀行東京支店 （東京都千代田区鍛冶町一丁目６番10号） 株式会社　山梨中央銀行相模原支店 （神奈川県相模原市中央区中央三丁目14番７号） 株式会社　東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自 2024年 ４月１日 至 2024年 ９月30日)	(自 2025年 ４月１日 至 2025年 ９月30日)	(自 2026年 ４月１日 至 2026年 ９月30日)	(自 2024年 ４月１日 至 2025年 ３月31日)	(自 2025年 ４月１日 至 2026年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	27,918	36,427	56,805	60,481	86,104
連結経常利益	百万円	4,364	6,047	10,918	10,620	13,832
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	3,085	4,371	6,511	―	―
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	―	―	―	7,669	9,987
連結中間包括利益	百万円	△ 2,038	19,501	△132	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	△ 3,045	23,520
連結純資産額	百万円	215,409	231,473	231,398	213,241	233,694
連結総資産額	百万円	4,464,683	4,588,010	4,524,503	4,527,011	4,581,480
１株当たり純資産額	円	7,030.23	1,507.11	1,502.49	6,957.87	1,519.38
１株当たり中間純利益	円	101.28	28.56	42.41	―	―
１株当たり当期純利益	円	―	―	―	251.43	65.19
潜在株式調整後 １株当たり中間純利益	円	101.18	28.54	42.37	―	―
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	―	―	―	251.19	65.13
自己資本比率	%	4.80	5.03	5.10	4.69	5.08
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	78,018	△60,827	△165,922	△ 14,439	△221,027
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 112,461	△5,926	25,503	△ 124,529	△48,227
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 849	△1,243	△2,041	△ 1,963	△2,911
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	660,052	486,416	139,786	―	―
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	―	―	―	554,413	282,247
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,644 [639]	1,676 [655]	1,704 [664]	1,622 [642]	1,649 [660]

(注) １．「自己資本比率」は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

２．当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額、１株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益を算出しております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第122期中	第123期中	第124期中	第122期	第123期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	24,961	33,278	53,434	54,132	79,394
経常利益	百万円	4,144	5,979	10,938	9,785	13,221
中間純利益	百万円	3,043	4,519	6,737	―	―
当期純利益	百万円	―	―	―	7,199	9,813
資本金	百万円	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400
発行済株式総数	千株	32,783	32,783	32,783	32,783	32,783
純資産額	百万円	200,554	213,129	211,613	194,716	212,982
総資産額	百万円	4,450,165	4,566,682	4,502,470	4,506,110	4,557,002
預金残高	百万円	3,543,255	3,713,803	3,709,909	3,548,939	3,728,389
貸出金残高	百万円	2,594,886	2,864,563	3,153,194	2,760,066	3,032,868
有価証券残高	百万円	1,105,757	1,143,607	1,149,367	1,119,912	1,158,231
１株当たり配当額	円	32.00	59.00	81.50	76.00	131.00
自己資本比率	%	4.50	4.66	4.69	4.32	4.67
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,606 [603]	1,632 [618]	1,653 [629]	1,584 [605]	1,604 [623]

(注) １．「自己資本比率」は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

２．当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。１株当たり配当額については、基準日が2026年９月30日であるため、株式分割前の金額を記載しております。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間における、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間のわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより個人消費で持ち直しの動きがみられたほか、ＡＩ・半導体需要を背景に生産が持ち直しに向かい、設備投資も堅調さを維持するなど、緩やかな回復基調をたどりました。

この間の金融情勢をみますと、為替相場は期前半、日米金利差などを背景に円安基調で推移しましたが、夏場以降は政府・日本銀行による為替介入や日本銀行の追加利上げ観測などを背景に、円高が進む局面もみられました。また、株式相場については、日経平均株価が一時７万円を超え、過去最高値を更新する場面もみられましたが、利益確定売りなどを受け、期末にかけて調整局面となりました。

山梨県経済におきましては、総体では横ばい圏での推移ながら、一部に改善の動きもみられました。需要面では、設備投資が資材価格の高騰などを背景に引き続き慎重姿勢がみられた一方、個人消費は持ち直しの兆しが窺われました。また、生産面では、半導体製造装置やＡＩ関連部品等をけん引役に機械工業が増勢を強めました。

当中間連結会計期間の経営成績について、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び株式等売却益が増加したことから、前年同期比203億77百万円増加し、568億５百万円となりました。

経常費用は、預金等利息、国債等債券売却損及び貸倒引当金繰入額の増加などにより、前年同期比155億６百万円増加し、458億86百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年同期比48億71百万円増加し、109億18百万円となりました。また、親会社株主に帰属する中間純利益は、同21億39百万円増加し、65億11百万円となりました。

主要勘定の増減については、譲渡性預金を含めた総預金は、金融機関及び法人預金の増加などにより2026年３月末比432億円増加し、３兆8,393億円となりました。

貸出金は、中小企業向け貸出や消費者ローンの増加などにより2026年３月末比1,200億円増加し、３兆1,378億円となりました。

有価証券は、国債は増加しましたが、地方債及び社債の減少などにより2026年３月末比89億円減少し、１兆1,484億円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、預金利息は増加したものの、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加などにより前年同期比60億34百万円増加し、250億２百万円となりました。

役務取引等収支は、投資信託等の販売による証券関連業務手数料の増加などにより前年同期比１億９百万円増加し、43億17百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券売却損の増加などにより前年同期比69億53百万円減少し、△125億52百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	17,964	1,004	―	18,968
	当中間連結会計期間	23,414	1,588	―	25,002
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	22,437	1,098	66	23,469
	当中間連結会計期間	31,490	1,856	242	33,103
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	4,472	94	66	4,500
	当中間連結会計期間	8,075	267	242	8,100
役務取引等収支	前中間連結会計期間	4,167	40	―	4,207
	当中間連結会計期間	4,286	30	―	4,317
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,824	59	―	5,884
	当中間連結会計期間	6,214	51	―	6,266
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,657	18	―	1,676
	当中間連結会計期間	1,927	21	―	1,948
その他業務収支	前中間連結会計期間	△ 5,567	△ 31	―	△ 5,598
	当中間連結会計期間	△ 11,484	△ 1,068	―	△ 12,552
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	3,790	609	―	4,399
	当中間連結会計期間	4,251	―	―	4,251
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	9,357	641	―	9,998
	当中間連結会計期間	15,736	1,068	―	16,804

(注) １　「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

２　「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引の利息であります。

３　「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間７百万円、当中間連結会計期間５百万円)を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、投資信託等の販売による証券関連業務手数料の増加などにより前年同期比３億82百万円増加し、62億66百万円となりました。

役務取引等費用は前年同期比２億72百万円増加し、19億48百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,824	59	5,884
	当中間連結会計期間	6,214	51	6,266
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	2,361	―	2,361
	当中間連結会計期間	2,334	―	2,334
うち為替業務	前中間連結会計期間	751	56	808
	当中間連結会計期間	763	50	814
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	573	―	573
	当中間連結会計期間	946	―	946
うち代理業務	前中間連結会計期間	921	―	921
	当中間連結会計期間	799	―	799
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	103	―	103
	当中間連結会計期間	92	―	92
うち保証業務	前中間連結会計期間	185	2	188
	当中間連結会計期間	169	1	170
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,657	18	1,676
	当中間連結会計期間	1,927	21	1,948
うち為替業務	前中間連結会計期間	309	16	325
	当中間連結会計期間	314	17	332

（注）１　「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

２　相殺消去額については、該当ありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,706,487	6,002	3,712,489
	当中間連結会計期間	3,702,865	6,197	3,709,062
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,550,990	―	2,550,990
	当中間連結会計期間	2,573,716	―	2,573,716
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1,144,646	―	1,144,646
	当中間連結会計期間	1,099,831	―	1,099,831
うちその他	前中間連結会計期間	10,850	6,002	16,852
	当中間連結会計期間	29,318	6,197	35,515
譲渡性預金	前中間連結会計期間	79,929	―	79,929
	当中間連結会計期間	130,313	―	130,313
総合計	前中間連結会計期間	3,786,416	6,002	3,792,419
	当中間連結会計期間	3,833,178	6,197	3,839,376

(注) 1　「国内業務部門」は国内店の円建取引、「国際業務部門」は国内店の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
2　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
定期性預金＝定期預金
3　相殺消去額については、該当ありません。

国内・海外別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金　額(百万円)	構成比(%)	金　額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,851,510	100.00	3,137,843	100.00
製造業	366,877	12.87	401,141	12.78
農業、林業	7,610	0.27	7,280	0.23
漁業	54	0.00	27	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	3,210	0.11	2,950	0.09
建設業	55,651	1.95	55,224	1.76
電気・ガス・熱供給・水道業	56,833	1.99	60,780	1.94
情報通信業	29,937	1.05	35,987	1.15
運輸業、郵便業	178,092	6.24	188,512	6.01
卸売業、小売業	172,142	6.04	178,396	5.69
金融業、保険業	201,927	7.08	219,345	6.99
不動産業、物品賃貸業	668,845	23.46	747,981	23.84
その他のサービス業	215,454	7.56	228,857	7.29
国・地方公共団体	341,978	11.99	391,384	12.47
その他	552,893	19.39	619,973	19.76
海外及び特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	2,851,510	―	3,137,843	―

(注)「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フロー

預金等が432億円増加しましたが、借用金が1,467億円減少し貸出金が1,200億円増加したことなどから、1,659億円のキャッシュ・アウト（前年同期は608億円のキャッシュ・アウト）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得が4,866億円ありましたが、売却・償還を5,088億円行ったことなどから、255億円のキャッシュ・イン（前年同期は59億円のキャッシュ・アウト）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払22億円などにより、20億円のキャッシュ・アウト（前年同期は12億円のキャッシュ・アウト）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は1,397億円(2026年３月末比1,424億円減少)となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、当行グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当行グループの経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更及び新たな定めはありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当行グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じたものはありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては標準的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、％)

	2025年９月30日	2026年９月30日
１．連結自己資本比率（２／３）	10.14	9.78
２．連結における自己資本の額	1,999	2,067
３．リスク・アセット等の額	19,706	21,142
４．連結総所要自己資本額	788	845

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、％)

	2025年９月30日	2026年９月30日
１．自己資本比率（２／３）	9.70	9.36
２．単体における自己資本の額	1,898	1,966
３．リスク・アセット等の額	19,569	20,991
４．単体総所要自己資本額	782	839

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,407	6,083
危険債権	11,937	15,219
要管理債権	6,788	3,987
正常債権	2,851,838	3,141,078

３　【重要な契約等】

該当ありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	79,600,000
計	79,600,000

(注) 当行は、2026年７月31日開催の取締役会決議により、2026年10月１日付で株式分割に伴う定款変更を実施しております。これにより発行可能株式総数は318,400,000株増加し、398,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株)(2026年９月30日)	提出日現在発行数(株)(2026年11月18日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,783,000	163,915,000	東京証券取引所プライム市場	単元株式数は、100株であります。
計	32,783,000	163,915,000	―	―

(注) 当行は、2026年７月31日開催の取締役会決議により、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。これにより発行済株式総数は131,132,000株増加し、163,915,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2026年９月30日	―	32,783	―	15,400	―	8,287

(注) 当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。これにより発行済株式総数は131,132,000株増加し、163,915,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目８番１号 赤坂インターシティＡＩＲ	3,833	12.27
山梨中央銀行職員持株会	山梨県甲府市丸の内一丁目20番８号	1,289	4.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番12号	1,126	3.60
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	1,085	3.47
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人　株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区丸の内二丁目１番１号 (東京都中央区晴海一丁目８番12号)	968	3.10
BBH CO FOR BBHTSIA FOR NEUBERGER BERMAN INVESTMENT FUNDS PLC-NEUBERGER JAPAN EQUITY ENGAGEMENT FUND (常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行)	32 MOLESWORTH STREET, DUBLIN 2, D02 Y512 IRELAND (東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 決済事業部)	740	2.36
学校法人帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番１号	629	2.01
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目２番10号	619	1.98
富国生命保険相互会社 (常任代理人　株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区内幸町二丁目２番２号 (東京都中央区晴海一丁目８番12号)	600	1.92
富士急行株式会社	山梨県富士吉田市上吉田二丁目５番１号	531	1.70
計	―	11,424	36.57

(注) １　上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりです。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)　3,833千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)　1,126千株

２　当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。上記所有株式数については、基準日が2026年９月30日であるため、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

3　野村證券株式会社から2022年５月20日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、野村證券株式会社他２社を共同保有者として、2022年５月13日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当行として2026年９月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。また、当行は2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しておりますが、下記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	193	0.59
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	0	0
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目２番１号	1,233	3.76
計	―	1,427	4.35

4　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループから2022年12月５日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社三菱ＵＦＪ銀行他３社を共同保有者として、2022年11月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当行として2026年９月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。また、当行は2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しておりますが、下記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目７番１号	550	1.68
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	351	1.07
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番１号	127	0.39
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目３番地11	291	0.89
計	―	1,320	4.03

5　ニューバーガー・バーマン株式会社から2025年12月１日付で提出された大量保有報告書（変更報告書）において、ニューバーガー・バーマン株式会社他１社を共同保有者として、2025年11月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当行として2026年９月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。また、当行は2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しておりますが、下記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ニューバーガー・バーマン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号	2,638	8.05
NEUBERGER BERMAN TAIWAN(SITE)LIMITED	台湾、台北市、信義区忠孝東路五段68號、20階	110	0.34
計	―	2,748	8.38

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式　1,549,800	―	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式　31,117,500	311,175	同　上
単元未満株式	普通株式　115,700	―	１単元(100株)未満の株式であります。
発行済株式総数	32,783,000	―	―
総株主の議決権	―	311,175	―

(注) １　「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、山梨中央銀行職員持株会専用信託が保有する当行株式506,400株（議決権5,064個）が含まれております。

２　「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式４株が含まれております。

３　当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。上記株式数及び議決権の数については、基準日が2026年９月30日であるため、当該株式分割前の株式数及び議決権の数を記載しております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社　山梨中央銀行	甲府市丸の内 一丁目20番8号	1,549,800	―	1,549,800	4.72
計	―	1,549,800	―	1,549,800	4.72

(注) １．山梨中央銀行職員持株会専用信託が保有する当行株式506,400株は、上記の自己保有株式には含まれておりません。

２．当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。上記株式数については、基準日が2026年９月30日であるため、当該株式分割前の株式数を記載しております。

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１　当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２　当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３　当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４　当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	282,651	140,304
コールローン及び買入手形	1,917	2,389
買入金銭債権	7,378	7,815
商品有価証券	－	15
金銭の信託	7,117	3,032
有価証券	※1, ※2, ※4, ※8 1,157,390	※1, ※2, ※4, ※8 1,148,404
貸出金	※2, ※3, ※4, ※6 3,017,800	※2, ※3, ※4, ※6 3,137,843
外国為替	※2 2,485	※2 903
その他資産	※2, ※4, ※5 51,075	※2, ※4, ※5 33,587
有形固定資産	※7 21,909	※7 21,764
無形固定資産	3,817	3,472
退職給付に係る資産	30,968	31,441
繰延税金資産	363	380
支払承諾見返	※2 6,469	※2 6,250
貸倒引当金	△9,866	△13,102
資産の部合計	4,581,480	4,524,503
負債の部		
預金	※4 3,727,387	※4 3,709,062
譲渡性預金	68,771	130,313
コールマネー及び売渡手形	－	15,000
債券貸借取引受入担保金	※4 52,155	※4 86,368
借用金	※4, ※5 439,456	※4, ※5 292,666
外国為替	1,137	1,049
その他負債	44,081	47,203
賞与引当金	2,040	2,079
役員賞与引当金	65	32
役員退職慰労引当金	5	4
睡眠預金払戻損失引当金	127	117
偶発損失引当金	106	156
繰延税金負債	5,981	2,799
支払承諾	6,469	6,250
負債の部合計	4,347,786	4,293,104
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	10,055	10,094
利益剰余金	190,330	194,593
自己株式	△2,598	△2,550
株主資本合計	213,187	217,537
その他有価証券評価差額金	4,935	1,670
繰延ヘッジ損益	4,361	1,605
退職給付に係る調整累計額	10,624	10,020
その他の包括利益累計額合計	19,920	13,296
新株予約権	48	46
非支配株主持分	537	517
純資産の部合計	233,694	231,398
負債及び純資産の部合計	4,581,480	4,524,503

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
経常収益	36,427	56,805
資金運用収益	23,469	33,103
（うち貸出金利息）	16,147	21,666
（うち有価証券利息配当金）	5,733	10,180
役務取引等収益	5,884	6,266
その他業務収益	4,399	4,251
その他経常収益	※1 2,673	※1 13,183
経常費用	30,379	45,886
資金調達費用	4,507	8,106
（うち預金利息）	3,431	6,259
役務取引等費用	1,676	1,948
その他業務費用	9,998	16,804
営業経費	※2 14,022	※2 14,487
その他経常費用	※3 173	※3 4,538
経常利益	6,047	10,918
特別利益	158	－
固定資産処分益	158	－
特別損失	106	58
固定資産処分損	105	55
減損損失	※4 0	※4 3
税金等調整前中間純利益	6,100	10,859
法人税、住民税及び事業税	1,848	4,526
法人税等調整額	△126	△176
法人税等合計	1,721	4,349
中間純利益	4,379	6,510
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に帰属する中間純損失（△）	7	△0
親会社株主に帰属する中間純利益	4,371	6,511

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	4,379	6,510
その他の包括利益	15,121	△6,642
その他有価証券評価差額金	13,456	△3,283
繰延ヘッジ損益	1,929	△2,756
退職給付に係る調整額	△263	△603
中間包括利益	19,501	△132
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	19,448	△113
非支配株主に係る中間包括利益	52	△19

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,400	10,031	183,559	△2,722	206,267
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,373		△1,373
親会社株主に帰属する中間純利益			4,371		4,371
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		24		80	104
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	―	24	2,998	79	3,102
当中間期末残高	15,400	10,056	186,557	△2,643	209,370

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△2,763	291	8,940	6,468	48	457	213,241
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,373
親会社株主に帰属する中間純利益							4,371
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							104
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	13,411	1,929	△263	15,077		51	15,129
当中間期変動額合計	13,411	1,929	△263	15,077	―	51	18,231
当中間期末残高	10,647	2,220	8,676	21,545	48	509	231,473

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,400	10,055	190,330	△2,598	213,187
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,248		△2,248
親会社株主に帰属する中間純利益			6,511		6,511
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		39		49	88
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	―	39	4,262	47	4,350
当中間期末残高	15,400	10,094	194,593	△2,550	217,537

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,935	4,361	10,624	19,920	48	537	233,694
当中間期変動額							
剰余金の配当							△2,248
親会社株主に帰属する中間純利益							6,511
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							88
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△3,264	△2,756	△603	△6,624	△1	△19	△6,645
当中間期変動額合計	△3,264	△2,756	△603	△6,624	△1	△19	△2,295
当中間期末残高	1,670	1,605	10,020	13,296	46	517	231,398

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	6,100	10,859
減価償却費	1,124	1,223
減損損失	0	3
貸倒引当金の増減（△）	△382	3,236
賞与引当金の増減額（△は減少）	△24	39
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△17	△32
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△428	△472
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△6	△1
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△23	△10
偶発損失引当金の増減（△）	△25	49
資金運用収益	△23,469	△33,103
資金調達費用	4,507	8,106
有価証券関係損益（△）	3,562	△264
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△42	97
為替差損益（△は益）	△369	928
固定資産処分損益（△は益）	△53	55
貸出金の純増（△）減	△102,632	△120,043
預金の純増減（△）	165,155	△18,324
譲渡性預金の純増減（△）	7,784	61,541
借用金の純増減（△）	4,609	△146,790
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	83	△114
コールローン等の純増（△）減	3,052	△908
コールマネー等の純増減（△）	－	15,000
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△145,897	34,213
外国為替（資産）の純増（△）減	1,173	1,581
外国為替（負債）の純増減（△）	450	△88
資金運用による収入	23,018	30,190
資金調達による支出	△3,490	△6,902
その他	△2,619	△3,111
小計	△58,858	△163,039
法人税等の支払額	△1,968	△2,883
営業活動によるキャッシュ・フロー	△60,827	△165,922
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△351,530	△486,622
有価証券の売却による収入	332,700	439,712
有価証券の償還による収入	14,020	69,166
金銭の信託の増加による支出	△368	－
金銭の信託の減少による収入	－	3,987
有形固定資産の取得による支出	△556	△509
有形固定資産の売却による収入	85	1
無形固定資産の取得による支出	△278	△231
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,926	25,503

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△1,373	△2,248
非支配株主への配当金の支払額	△0	△0
自己株式の取得による支出	△0	△1
自己株式の売却による収入	130	208
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,243	△2,041
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△67,997	△142,461
現金及び現金同等物の期首残高	554,413	282,247
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　486,416	※1　139,786

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　6社

山梨中央保証株式会社
山梨中銀リース株式会社
山梨中銀ディーシーカード株式会社
山梨中銀経営コンサルティング株式会社
やまなし未来インベストメント株式会社
やまなし地域デザイン株式会社

(2) 非連結子会社　４社

やまなし６次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合
山梨中銀ＳＤＧｓ投資事業有限責任組合
やまなしサステナ投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社　４社

やまなし６次産業化応援投資事業有限責任組合
山梨中銀地方創生投資事業有限責任組合
山梨中銀ＳＤＧｓ投資事業有限責任組合
やまなしサステナ投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3　連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。

4　会計方針に関する事項

(1)　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2)　有価証券の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、主として定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３年～50年
その他の有形固定資産	２年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として５年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、下表のとおり計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

また、連結子会社の貸倒引当金も、主として当行と同一の方法により計上しております。

債務者区分		定義	貸倒引当金の算定方法
正常先債権		業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権	
	資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
	当行子会社保証付住宅ローン等	当行の連結子会社である山梨中央保証株式会社による保証付きの住宅ローン等消費者向け債権	今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	上記以外の債権		今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定

債務者区分			定義	貸倒引当金の算定方法
要注意先債権			貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権	
	要管理先債権		貸出条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者に対する債権	
		資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
		ＤＣＦ法適用債権	債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権	当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(ＤＣＦ法)にて算定
		管理支援先債権	経営改善や企業再建への取組みが必要な債務者のうち、その取組みの不確実性が高いと認められる等一定の条件を満たす債務者に対する債権	破綻懸念先債権相当の今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、破綻懸念先債権の３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
		当行子会社保証付住宅ローン等	当行の連結子会社である山梨中央保証株式会社による保証付きの住宅ローン等消費者向け債権	今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
		上記以外の債権		今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	その他の要注意先債権		要管理先債権以外の要注意先債権	
		資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
		ＤＣＦ法適用債権	貸出条件緩和債権に準ずる債権を有する債務者及びその関連先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権	当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(ＤＣＦ法)にて算定
		管理支援先債権	経営改善や企業再建への取組みが必要な債務者のうち、その取組みの不確実性が高いと認められる等一定の条件を満たす債務者に対する債権	要管理先債権相当の今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先債権の３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
		当行子会社保証付住宅ローン等	当行の連結子会社である山梨中央保証株式会社による保証付きの住宅ローン等消費者向け債権	今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
		上記以外の債権		今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
破綻懸念先債権			現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上
実質破綻先債権			破綻先と同等の状況にある債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上
破綻先債権			破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金内規に基づく中間連結会計期間末現在の要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(12) 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識に関する会計基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、顧客が便益を獲得した時点において(又は獲得するにつれて)履行義務(サービスの提供)が充足されると判断して計上しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

(貸手側)

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

（追加情報）

（信託型従業員持株インセンティブ・プラン）

当行は、2023年５月15日開催の取締役会の決議により、当行職員に対して当行の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与すると同時に、福利厚生の増進策として、持株会の拡充を通じて職員の株式取得及び保有を促進することにより財産形成を支援することを目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」を導入しております。

１　取引の概要

当行が信託銀行に「山梨中央銀行職員持株会専用信託」（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託は、信託期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め取得します。その後は、本信託から持株会に対して定時に当行株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で本信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、本信託が当行株式を取得するための借入に対し保証しているため、当行株価の下落により本信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において本信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

２　信託が保有する当行の株式に関する事項

(1) 信託が保有する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。

(2) 信託における帳簿価額は、前連結会計年度末611百万円、当中間連結会計期間末573百万円であります。

(3) 信託が保有する当行株式の株式数は、前連結会計年度末540千株（株式分割考慮後2,700千株）、当中間連結会計期間末506千株（株式分割考慮後2,532千株）であります。

３　総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額は、前連結会計年度末160百万円であります。当中間連結会計期間末は該当ありません。

（注）当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。上記株式数の括弧内は、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した株式数を記載しております。

（中間連結貸借対照表関係）

※１　非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
出資金	964百万円	1,020百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,809百万円	6,273百万円
危険債権額	12,260百万円	15,250百万円
三月以上延滞債権額	―百万円	―百万円
貸出条件緩和債権額	5,355百万円	3,987百万円
合計額	24,424百万円	25,511百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
1,056百万円	580百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	449,275百万円	337,102百万円
貸出金	145,704百万円	139,111百万円
担保資産に対応する債務		
預金	9,266百万円	17,312百万円
債券貸借取引受入担保金	52,155百万円	86,368百万円
借用金	437,200百万円	290,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	9,710百万円	9,561百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
金融商品等差入担保金	―百万円	90百万円
保証金等	267百万円	268百万円

※５　未経過リース期間に係るリース契約債権(「その他資産」に含まれるリース投資資産とリース投資資産に係る受取利息相当額の合計額)を、一部の借用金の担保として次のとおり供しております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
リース契約債権	145百万円	116百万円
対応する債務		
借用金	96百万円	66百万円

※６　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	453,913百万円	456,359百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	415,978百万円	418,994百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※７　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	33,849百万円	33,979百万円

※８　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
4,233百万円	4,522百万円

（中間連結損益計算書関係）

※１　「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
株式等売却益	1,733百万円	12,454百万円
貸倒引当金戻入益	119百万円	―百万円

※２　「営業経費」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給料手当	6,077百万円	6,540百万円

※３　「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	―百万円	3,876百万円
株式等償却	11百万円	24百万円

※４　以下の資産グループについて、地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	遊休資産	土地	0百万円
合　　計	―	―	0百万円

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

場所	用途	種類	減損損失額
山梨県内	遊休資産	土地	2百万円
山梨県外	営業用資産	建物等	0百万円
合　　計	―	―	3百万円

資産のグルーピングの方法は、営業用資産は原則として営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)、遊休資産は各々の資産単位としております。また、本店、電算センター、社宅・寮等は共用資産としております。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価額等合理的に算定された価額から処分費用見込額を控除して算定し、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の回収可能価額はすべて正味売却価額によるものであります。

５　当行グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、市場価格のない株式等及び有価証券の私募による社債について切放し法を適用しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当中間連結会計期間増加株式数（千株）	当中間連結会計期間減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	32,783	―	―	32,783	
自己株式					
普通株式	2,208	0	68	2,139	（注）

（注）１　当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の自己株式数には、山梨中央銀行職員持株会専用信託が保有する当行株式がそれぞれ、635千株、583千株含まれています。

２　当中間連結会計期間中の自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

３　当中間連結会計期間中の自己株式の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少　―千株

譲渡制限付株式の割当てによる減少　17千株

山梨中央銀行職員持株会専用信託による当行株式の売却による減少　51千株

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―				48	
合　　計		―				48	

３　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月25日定時株主総会	普通株式	1,373	44.00	2025年３月31日	2025年６月26日

（注）配当金の総額には、山梨中央銀行職員持株会専用信託が保有する当行株式に対する配当金27百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月14日取締役会	普通株式	1,842	利益剰余金	59.00	2025年９月30日	2025年12月３日

（注）配当金の総額には、山梨中央銀行職員持株会専用信託が保有する当行株式に対する配当金34百万円が含まれております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１　発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当中間連結会計期間増加株式数(千株)	当中間連結会計期間減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	32,783	―	―	32,783	
自己株式					
普通株式	2,098	0	42	2,056	(注)

(注)１　当連結会計年度期首及び当中間連結会計期間末の自己株式数には、山梨中央銀行職員持株会専用信託が保有する当行株式がそれぞれ、540千株、506千株含まれています。

２　当中間連結会計期間中の自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

３　当中間連結会計期間中の自己株式の減少株式数の内訳は以下のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少　1千株

譲渡制限付株式の割当てによる減少　7千株

山梨中央銀行職員持株会専用信託による当行株式の売却による減少　33千株

４　当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。上記については、基準日が2026年９月30日であるため、株式分割前の株式数を記載しております。

２　新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―				46	
合　計		―				46	

３　配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年６月24日定時株主総会	普通株式	2,248	72.00	2026年３月31日	2026年６月25日

(注)配当金の総額には、山梨中央銀行職員持株会専用信託が保有する当行株式に対する配当金38百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月13日取締役会	普通株式	2,545	利益剰余金	81.50	2026年９月30日	2026年12月３日

(注)１．配当金の総額には、山梨中央銀行職員持株会専用信託が保有する当行株式に対する配当金41百万円が含まれております。

２．当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。１株当たり配当額については、基準日が2026年９月30日であるため、株式分割前の金額を記載しております。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金預け金勘定	486,782百万円	140,304百万円
日本銀行以外への預け金	△ 365百万円	△ 517百万円
現金及び現金同等物	486,416百万円	139,786百万円

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（貸手側）

１　リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
リース料債権部分	14,184百万円	14,760百万円
見積残存価額部分	170百万円	166百万円
受取利息相当額	△1,439百万円	△1,538百万円
リース投資資産	12,914百万円	13,389百万円

２　リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間（連結会計年度）末日後の回収予定額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）		当中間連結会計期間 （2026年９月30日）	
	リース債権	リース投資資産	リース債権	リース投資資産
１年以内	847百万円	3,775百万円	862百万円	3,995百万円
１年超２年以内	828百万円	3,318百万円	836百万円	3,551百万円
２年超３年以内	775百万円	2,830百万円	735百万円	2,930百万円
３年超４年以内	638百万円	2,002百万円	558百万円	2,053百万円
４年超５年以内	396百万円	1,132百万円	326百万円	1,130百万円
５年超	1,267百万円	1,125百万円	1,278百万円	1,099百万円
合計	4,753百万円	14,184百万円	4,597百万円	14,760百万円

（金融商品関係）

1　金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2026年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,069	6,699	△ 370
その他有価証券（※１）	1,133,796	1,133,796	―
(2) 貸出金	3,017,800		
未収収益（貸出金利息）	2,039		
前受収益（貸出金利息及び保証料）（※２）	△ 3,245		
貸倒引当金（※３）	△ 9,599		
	3,006,994	2,971,461	△ 35,533
資産計	4,147,860	4,111,956	△ 35,903
(1) 預金	3,727,387		
未払費用（預金利息）	2,471		
	3,729,859	3,727,315	△ 2,544
(2) 譲渡性預金	68,771		
未払費用（譲渡性預金利息）	50		
	68,821	68,857	36
(3) 借用金	439,456	439,444	△ 12
負債計	4,238,137	4,235,617	△ 2,520
デリバティブ取引（※４）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,603)	(1,603)	―
ヘッジ会計が適用されているもの	6,353	6,353	―
デリバティブ取引計	4,749	4,749	―

（※１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。

（※３）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※４）その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	7,359	6,927	△ 431
その他有価証券(※１)	1,122,669	1,122,669	―
(2) 貸出金	3,137,843		
未収収益(貸出金利息)	2,391		
前受収益(貸出金利息及び保証料)(※２)	△ 3,241		
貸倒引当金(※３)	△ 12,804		
	3,124,188	3,081,261	△ 42,927
資産計	4,254,216	4,210,858	△ 43,358
(1) 預金	3,709,062		
未払費用(預金利息)	3,381		
	3,712,444	3,709,798	△ 2,645
(2) 譲渡性預金	130,313		
未払費用(譲渡性預金利息)	170		
	130,483	130,063	△ 419
(3) 借用金	292,666	292,654	△ 11
負債計	4,135,594	4,132,517	△ 3,076
デリバティブ取引(※４)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	692	692	―
ヘッジ会計が適用されているもの	2,339	2,339	―
デリバティブ取引計	3,031	3,031	―

(※１) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
(※２) 貸出金の前受利息及び保証業務を行っている連結子会社の前受保証料であります。
(※３) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(※４) その他資産又はその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して純額表示しております。なお、負債計上額が資産計上額を上回る項目については、( )で表示しております。

(注１) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
市場価格のない株式等(※１)(※２)	965	971
組合出資金(※３)	15,558	17,405

(※１) 市場価格のない株式等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日)第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
(※２) その他有価証券に区分しており、前連結会計年度における減損処理額は44百万円であります。
その他有価証券に区分しており、当中間連結会計期間における減損処理額は24百万円であります。
(※３) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	453,017	109,633	―	562,651
社債	―	191,678	―	191,678
株式	64,995	―	―	64,995
投資信託	43,837	176,569	―	220,407
外国債券	53,422	712	―	54,135
その他	―	―	5	5
デリバティブ取引				
金利関連	―	6,473	―	6,473
通貨関連	―	83	―	83
資産計	615,273	485,151	5	1,100,430
デリバティブ取引				
金利関連	―	95	―	95
通貨関連	―	1,711	―	1,711
負債計	―	1,807	―	1,807

(※)有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は27,173百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は12,749百万円であります。

① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
27,110	―	62	―	―	―	27,173	―

② 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
13,426	121	200	△ 999	―	―	12,749	―

③ 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約申込から払戻まで数ヶ月要するもの	27,173

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	569,266	47,895	―	617,161
社債	―	119,921	―	119,921
株式	59,937	―	―	59,937
投資信託	44,416	185,131	―	229,547
外国債券	55,517	665	―	56,183
その他	―	―	6	6
デリバティブ取引				
金利関連	―	2,510	―	2,510
通貨関連	―	1,179	―	1,179
資産計	729,137	357,303	6	1,086,447
デリバティブ取引				
金利関連	―	145	―	145
通貨関連	―	513	―	513
負債計	―	658	―	658

（※）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は27,245百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は12,666百万円であります。

① 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
27,173	―	71	―	―	―	27,245	―

② 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
12,749	24	136	△ 243	―	―	12,666	―

③ 中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

（単位：百万円）

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	中間連結貸借対照表計上額
解約申込から払戻まで数ヶ月要するもの	27,245

(2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2026年３月31日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	―	2,570	―	2,570
社債	―	―	4,128	4,128
貸出金	―	―	2,971,461	2,971,461
資産計	―	2,570	2,975,589	2,978,160
預金	―	3,727,315	―	3,727,315
譲渡性預金	―	68,857	―	68,857
借用金	―	439,444	―	439,444
負債計	―	4,235,617	―	4,235,617

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	―	2,527	―	2,527
社債	―	―	4,400	4,400
貸出金	―	―	3,081,261	3,081,261
資産計	―	2,527	3,085,662	3,088,189
預金	―	3,709,798	―	3,709,798
譲渡性預金	―	130,063	―	130,063
借用金	―	292,654	―	292,654
負債計	―	4,132,517	―	4,132,517

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式、上場投資信託、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、信用スプレッド、倒産確率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

新株予約権はオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しており、主なインプットは上場確率等であります。上場確率は観察できないインプットであることからレベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と取得原価又は償却原価が近似していることから、当該価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日（連結決算日）に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(１年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であります。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

(注２) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2026年３月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
新株予約権	オプション評価モデル	上場確率	0%～50.0%	10.8%

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
新株予約権	オプション評価モデル	上場確率	0%～50.0%	10.8%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2026年３月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上					
有価証券								
その他有価証券								
新株予約権	5	―	0	―	―	―	5	―

当中間連結会計期間(2026年９月30日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上					
有価証券								
その他有価証券								
新株予約権	5	―	0	―	―	―	6	―

(3) 時価の評価プロセスの説明

算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

新株予約権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは上場確率であります。上場確率の著しい上昇（下落）は時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

（有価証券関係）

※１　中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」について記載しております。

※２　「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１　満期保有目的の債券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	―	―	―
	社債	13	13	0
	小計	13	13	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	2,836	2,570	△ 265
	社債	4,219	4,114	△ 104
	小計	7,056	6,685	△ 370
合計		7,069	6,699	△ 370

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	2,836	2,527	△ 309
	社債	4,522	4,400	△ 121
	小計	7,359	6,927	△ 431
合計		7,359	6,927	△ 431

2　その他有価証券

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	63,445	12,928	50,517
	債券	40,200	40,199	1
	国債	40,200	40,199	1
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	104,281	100,698	3,583
	投資信託	104,275	100,693	3,581
	外国債券	―	―	―
	その他	5	4	1
	小計	207,928	153,825	54,102
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,549	1,690	△ 140
	債券	714,129	757,777	△ 43,648
	国債	412,816	431,985	△ 19,168
	地方債	109,633	125,737	△ 16,103
	社債	191,678	200,054	△ 8,375
	その他	210,189	214,205	△ 4,016
	投資信託	156,053	159,391	△ 3,338
	外国債券	54,135	54,814	△ 678
	その他	―	―	―
	小計	925,867	973,673	△ 47,805
合計		1,133,796	1,127,499	6,296

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	58,926	12,856	46,070
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	82,719	78,371	4,347
	投資信託	82,713	78,367	4,346
	外国債券	―	―	―
	その他	6	4	1
	小計	141,646	91,228	50,417
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,011	1,111	△ 100
	債券	737,082	777,522	△ 40,439
	国債	569,266	593,382	△ 24,116
	地方債	47,895	58,270	△ 10,374
	社債	119,921	125,870	△ 5,949
	その他	242,928	251,269	△ 8,341
	投資信託	186,745	192,669	△ 5,924
	外国債券	56,183	58,600	△ 2,416
	その他	―	―	―
	小計	981,022	1,029,904	△ 48,881
合計		1,122,669	1,121,132	1,536

３　減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、該当ありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断し、減損処理する基準は以下のとおりであります。

①　中間連結決算日(連結決算日)における当該有価証券の時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理。

②　下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去１年間の時価水準を勘案したうえで、回復の可能性がない銘柄について減損処理。

③　下落率が30%未満の銘柄については、発行者の財政状態等を勘案し、必要と認める場合に減損処理。

（金銭の信託関係）

1　満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2　その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	1,129	1,129	―	―	―

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの（百万円）	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（百万円）
その他の金銭の信託	1,129	1,129	―	―	―

（注）「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度(2026年３月31日現在)	当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)
	金額(百万円)	金額(百万円)
評価差額	7,445	2,675
その他有価証券	7,445	2,675
その他の金銭の信託	―	―
(＋)繰延税金資産	―	―
(△)繰延税金負債	2,285	797
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,160	1,877
(△)非支配株主持分相当額	225	206
その他有価証券評価差額金	4,935	1,670

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金に区分している外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

（デリバティブ取引関係）

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	金利先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	金利先渡契約				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,800	1,800	△ 85	△ 85
	受取変動・支払固定	1,800	1,800	109	109
	受取変動・支払変動	―	―	―	―
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	2,351	720	△ 9	△ 9
	買建	2,351	720	9	9
合　　計		―	―	23	23

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	金利先渡契約				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,199	2,199	△ 126	△ 126
	受取変動・支払固定	2,199	2,199	152	152
	受取変動・支払変動	―	―	―	―
	金利オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	3,451	720	△ 19	△ 19
	買建	3,451	720	19	19
合　　計		―	―	25	25

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	63,324	25,216	△ 164	△ 164
	為替予約				
	売建	58,045	―	△ 1,463	△ 1,463
	買建	593	―	△ 0	△ 0
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　　計		―	―	△ 1,627	△ 1,627

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
店頭	通貨スワップ	59,165	59,165	248	248
	為替予約				
	売建	68,225	―	418	418
	買建	524	―	0	0
	通貨オプション				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
	その他				
	売建	―	―	―	―
	買建	―	―	―	―
合　　計		―	―	666	666

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2　ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2026年３月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券(債券)			
	受取固定・支払変動		―	―	―
	受取変動・支払固定		70,000	70,000	6,353
	金利先物		―	―	―
	金利オプション		―	―	―
	その他		―	―	―
金利スワップの特例処理	金利スワップ	―			
	受取固定・支払変動		―	―	―
	受取変動・支払固定		―	―	―
合　　計		―	―	―	6,353

当中間連結会計期間(2026年９月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券(債券)			
	受取固定・支払変動		―	―	―
	受取変動・支払固定		20,000	20,000	2,339
	金利先物		―	―	―
	金利オプション		―	―	―
	その他		―	―	―
金利スワップの特例処理	金利スワップ	―			
	受取固定・支払変動		―	―	―
	受取変動・支払固定		―	―	―
合　　計		―	―	―	2,339

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

1　ストック・オプション等にかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業経費	22百万円	23百万円

2　ストック・オプションの内容

該当ありません。

3　譲渡制限付株式の内容

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

	2025年８月１日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）　６名 当行執行役員　15名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 17,200株
付与日	2025年８月１日
対象勤務期間	当行第122期定時株主総会から2026年６月開催予定の当行第123期定時株主総会までの期間（執行役員については、取締役会において決定する就任日から退任日までの期間）
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の付与日から当行の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの期間
解除条件	本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで（執行役員については、取締役会において決定する就任日から退任日までの期間）継続して、当行の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあること
付与日における公正な評価単価	2,704円

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

	2026年７月31日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（社外取締役を除く）　６名 当行執行役員　14名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 7,600株
付与日	2026年７月31日
対象勤務期間	当行第123期定時株主総会から2027年６月開催予定の当行第124期定時株主総会までの期間（執行役員については、取締役会において決定する就任日から退任日までの期間）
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の付与日から当行の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの期間
解除条件	本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで（執行役員については、取締役会において決定する就任日から退任日までの期間）継続して、当行の取締役、執行役員または使用人のいずれかの地位にあること
付与日における公正な評価単価	6,510円

（資産除去債務関係）

該当ありません。

（賃貸等不動産関係）

該当ありません。

（収益認識関係）

（単位：百万円）

区分	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
役務取引等収益	5,884	6,266
うち預金・貸出業務	2,361	2,334
うち為替業務	808	814
うち証券関連業務	573	946
うち代理業務	921	799
うち保護預り・貸金庫業務	103	92
うち保証業務	188	170

なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、報告セグメントが１つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１　サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	17,538	9,069	9,818	36,427

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１　サービスごとの情報

	貸出業務 (百万円)	有価証券投資 業務(百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する経常収益	22,890	23,404	10,510	56,805

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、報告セグメントが１つ(銀行業)であり、開示情報としての重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１株当たり純資産額	1,519円38銭	1,502円49銭

２　１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
(1) １株当たり中間純利益	円	28.56	42.41
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	4,371	6,511
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	4,371	6,511
普通株式の期中平均株式数	千株	153,031	153,520
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	28.54	42.37
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	―	―
普通株式増加数	千株	140	136
うち新株予約権	千株	140	136
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		―	―

３　当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。上記の１株当たり純資産額、１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

４　山梨中央銀行職員持株会専用信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しており、１株当たり純資産額並びに１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

１株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度2,700千株、当中間連結会計期間2,532千株であり、１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間3,046千株、当中間連結会計期間2,617千株であります。

(重要な後発事象)

当行は、2026年７月31日開催の取締役会決議に基づき、2026年10月１日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

１．株式分割の実施

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の方法

2026年９月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、１株につき５株の割合をもって分割いたしました。

(3) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	32,783,000株
今回の株式分割により増加する株式数	131,132,000株
株式分割後の発行済株式総数	163,915,000株
株式分割後の発行可能株式総数	398,000,000株

(4) 株式分割の日程

基準日公告日	2026年９月15日
基準日	2026年９月30日
効力発生日	2026年10月１日

(5) １株当たり情報に及ぼす影響

１株当たり情報に及ぼす影響は、(１株当たり情報)に反映しております。

(6) その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

２．株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2026年10月１日をもって、当行定款第６条に定める発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたしました。

(2) 変更の内容

(下線__は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第６条 当銀行の発行可能株式総数は、 7,960万株とする。	(発行可能株式総数) 第６条 当銀行の発行可能株式総数は、 ３億9,800万株とする。

２ 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	282,646	140,298
コールローン	1,917	2,389
買入金銭債権	3,132	3,371
商品有価証券	－	15
金銭の信託	7,117	3,032
有価証券	※1,※2,※4,※6 1,158,231	※1,※2,※4,※6 1,149,367
貸出金	※2,※3,※4,※5 3,032,868	※2,※3,※4,※5 3,153,194
外国為替	※2 2,485	※2 903
その他資産	29,377	11,228
その他の資産	※2,※4 29,377	※2,※4 11,228
有形固定資産	21,783	21,594
無形固定資産	3,774	3,434
前払年金費用	15,493	16,845
繰延税金資産	－	2,100
支払承諾見返	※2 6,469	※2 6,250
貸倒引当金	△8,295	△11,554
資産の部合計	4,557,002	4,502,470
負債の部		
預金	※4 3,728,389	※4 3,709,909
譲渡性預金	76,471	137,713
コールマネー	－	15,000
債券貸借取引受入担保金	※4 52,155	※4 86,368
借用金	※4 437,360	※4 290,900
外国為替	1,137	1,049
その他負債	39,017	41,356
未払法人税等	1,908	3,722
リース債務	1,278	1,212
その他の負債	35,830	36,421
賞与引当金	1,977	2,010
役員賞与引当金	48	24
睡眠預金払戻損失引当金	127	117
偶発損失引当金	106	156
繰延税金負債	759	－
支払承諾	6,469	6,250
負債の部合計	4,344,020	4,290,856

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
純資産の部		
資本金	15,400	15,400
資本剰余金	8,343	8,383
資本準備金	8,287	8,287
その他資本剰余金	56	95
利益剰余金	182,969	187,458
利益準備金	9,405	9,405
その他利益剰余金	173,564	178,053
固定資産圧縮積立金	210	210
別途積立金	161,101	167,101
繰越利益剰余金	12,252	10,741
自己株式	△2,598	△2,550
株主資本合計	204,114	208,690
その他有価証券評価差額金	4,457	1,270
繰延ヘッジ損益	4,361	1,605
評価・換算差額等合計	8,819	2,876
新株予約権	48	46
純資産の部合計	212,982	211,613
負債及び純資産の部合計	4,557,002	4,502,470

(2)【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
経常収益	33,278	53,434
資金運用収益	24,073	33,857
（うち貸出金利息）	16,181	21,748
（うち有価証券利息配当金）	6,305	10,853
役務取引等収益	5,135	5,685
その他業務収益	1,547	757
その他経常収益	※1 2,522	※1 13,134
経常費用	27,299	42,496
資金調達費用	4,531	8,149
（うち預金利息）	3,433	6,260
役務取引等費用	1,885	2,247
その他業務費用	7,473	13,725
営業経費	※2 13,275	※2 13,859
その他経常費用	※3 134	※3 4,514
経常利益	5,979	10,938
特別利益	158	－
固定資産処分益	158	－
特別損失	106	58
固定資産処分損	105	55
減損損失	0	3
税引前中間純利益	6,031	10,879
法人税、住民税及び事業税	1,545	4,306
法人税等調整額	△33	△164
法人税等合計	1,512	4,142
中間純利益	4,519	6,737

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	15,400	8,287	32	8,320	9,405	210	156,101	10,654
当中間期変動額								
剰余金の配当								△1,373
中間純利益								4,519
別途積立金の積立							5,000	△5,000
自己株式の取得								
自己株式の処分			24	24				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	―	―	24	24	―	―	5,000	△1,853
当中間期末残高	15,400	8,287	57	8,344	9,405	210	161,101	8,800

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当期首残高	176,371	△2,722	197,368	△2,991	291	△2,699	48	194,716
当中間期変動額								
剰余金の配当	△1,373		△1,373					△1,373
中間純利益	4,519		4,519					4,519
別途積立金の積立								
自己株式の取得		△0	△0					△0
自己株式の処分		80	104					104
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				13,232	1,929	15,162		15,162
当中間期変動額合計	3,146	79	3,250	13,232	1,929	15,162	―	18,413
当中間期末残高	179,517	△2,643	200,618	10,241	2,220	12,462	48	213,129

当中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	15,400	8,287	56	8,343	9,405	210	161,101	12,252
当中間期変動額								
剰余金の配当								△2,248
中間純利益								6,737
別途積立金の積立							6,000	△6,000
自己株式の取得								
自己株式の処分			39	39				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	―	―	39	39	―	―	6,000	△1,510
当中間期末残高	15,400	8,287	95	8,383	9,405	210	167,101	10,741

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計							
当期首残高	182,969	△2,598	204,114	4,457	4,361	8,819	48	212,982
当中間期変動額								
剰余金の配当	△2,248		△2,248					△2,248
中間純利益	6,737		6,737					6,737
別途積立金の積立								
自己株式の取得		△1	△1					△1
自己株式の処分		49	88					88
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				△3,187	△2,756	△5,943	△1	△5,944
当中間期変動額合計	4,489	47	4,576	△3,187	△2,756	△5,943	△1	△1,368
当中間期末残高	187,458	△2,550	208,690	1,270	1,605	2,876	46	211,613

【注記事項】

（重要な会計方針）

1　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2　有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。ただし、その他有価証券のうち市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2)　有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4　固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、主として定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３年～50年
その他の有形固定資産	２年～20年

(2)　無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

(3)　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5　引当金の計上基準

(1)　貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、下表のとおり計上しております。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

債務者区分		定義	貸倒引当金の算定方法
正常先債権		業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者に対する債権	
	資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
	上記以外の債権		今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定

債務者区分			定義	貸倒引当金の算定方法
要注意先債権			貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権	
	要管理先債権		貸出条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有する債務者に対する債権	
		資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
		ＤＣＦ法適用債権	債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権	当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(ＤＣＦ法)にて算定
		管理支援先債権	経営改善や企業再建への取組みが必要な債務者のうち、その取組みの不確実性が高いと認められる等一定の条件を満たす債務者に対する債権	破綻懸念先債権相当の今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、破綻懸念先債権の３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
		上記以外の債権		今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
	その他の要注意先債権		要管理先債権以外の要注意先債権	
		資本性適格貸出金	契約条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められるため資本とみなして取り扱うことが可能な貸出金	各債権の残存期間に応じた倒産確率に基づき予想損失額を見込んで算定
		ＤＣＦ法適用債権	貸出条件緩和債権に準ずる債権を有する債務者及びその関連先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権	当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(ＤＣＦ法)にて算定
		管理支援先債権	経営改善や企業再建への取組みが必要な債務者のうち、その取組みの不確実性が高いと認められる等一定の条件を満たす債務者に対する債権	要管理先債権相当の今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先債権の３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
		上記以外の債権		今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく損失率を複数求め、将来見込み等を考慮して決定した予想損失率を用いて算定
破綻懸念先債権			現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上
実質破綻先債権			破綻先と同等の状況にある債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上
破綻先債権			破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4)　退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5)　睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6)　偶発損失引当金

偶発損失引当金は、偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

6　収益及び費用の計上基準

収益認識に関する会計基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、顧客が便益を獲得した時点において(又は獲得するにつれて)履行義務(サービスの提供)が充足されると判断して計上しております。

7　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8　ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である金融資産から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

9　その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1)　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2)　消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プラン)

信託型従業員持株インセンティブ・プランにつきましては、中間連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（中間貸借対照表関係）

※１　関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
株式	4,991百万円	4,991百万円
出資金	954百万円	1,010百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	6,634百万円	6,083百万円
危険債権額	12,229百万円	15,219百万円
三月以上延滞債権額	―百万円	―百万円
貸出条件緩和債権額	5,355百万円	3,987百万円
合計額	24,219百万円	25,290百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
1,056百万円	580百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	449,275百万円	337,102百万円
貸出金	145,704百万円	139,111百万円
担保資産に対応する債務		
預金	9,266百万円	17,312百万円
債券貸借取引受入担保金	52,155百万円	86,368百万円
借用金	437,200百万円	290,900百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保等として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
有価証券	9,710百万円	9,561百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金及び保証金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
金融商品等差入担保金	―百万円	90百万円
保証金等	260百万円	261百万円

※５　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	387,897百万円	392,024百万円
うち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	349,963百万円	354,659百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
4,233百万円	4,522百万円

(中間損益計算書関係)

※１　「その他経常収益」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
株式等売却益	1,680百万円	12,394百万円
貸倒引当金戻入益	104百万円	―百万円

※２　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
有形固定資産	487百万円	613百万円
無形固定資産	614百万円	583百万円

※３　「その他経常費用」には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	―百万円	3,880百万円
株式等償却	1百万円	24百万円

４　当行は、当中間会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、市場価格のない株式等及び有価証券の私募による社債について切放し法を適用しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
子会社株式	5,945百万円	6,002百万円

（重要な後発事象）

当行は、2026年７月31日開催の取締役会決議に基づき、2026年10月１日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

１．株式分割の実施

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当行株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の方法

2026年９月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式を、１株につき５株の割合をもって分割いたしました。

(3) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	32,783,000株
今回の株式分割により増加する株式数	131,132,000株
株式分割後の発行済株式総数	163,915,000株
株式分割後の発行可能株式総数	398,000,000株

(4) 株式分割の日程

基準日公告日	2026年９月15日
基準日	2026年９月30日
効力発生日	2026年10月１日

(5) １株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合における１株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
１株当たり純資産額	1,387円89銭	1,377円08銭

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり中間純利益	29円53銭	43円88銭
潜在株式調整後 １株当たり中間純利益	29円50銭	43円84銭

(6) その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額に変更はありません。

２．株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2026年10月１日をもって、当行定款第６条に定める発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたしました。

(2) 変更の内容

（下線＿は変更部分を示します。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、 7,960万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、 ３億9,800万株とする。

4 【その他】

中間配当

2026年11月13日開催の取締役会において、第124期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当による配当金の総額	2,545百万円
１株当たりの金額	81円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2026年12月３日

(注) １．2026年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、支払を行います。

２．当行は、2026年10月１日付で普通株式１株につき５株の割合で株式分割を実施しております。１株当たりの金額については、基準日が2026年９月30日であるため、当該株式分割前の金額を記載しております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月13日

株式会社　山梨中央銀行

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　　濱　　原　　啓　　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　　杉　　浦　　栄　　亮

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月13日

株式会社　山梨中央銀行

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　　濱　　原　　啓　　之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　　杉　　浦　　栄　　亮

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山梨中央銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第124期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月18日
【会社名】	株式会社　山梨中央銀行
【英訳名】	The Yamanashi Chuo Bank,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取　　古　屋　賀　章
【最高財務責任者の役職氏名】	―
【本店の所在の場所】	山梨県甲府市丸の内一丁目20番８号
【縦覧に供する場所】	株式会社　山梨中央銀行東京支店 （東京都千代田区鍛冶町一丁目６番10号） 株式会社　山梨中央銀行相模原支店 （神奈川県相模原市中央区中央三丁目14番７号） 株式会社　東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１　【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取古屋賀章は、当行の第124期中（自 2026年４月１日　至 2026年９月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

２　【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。